

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和2年1月21日

和歌山県知事 様

和歌山県田辺市本宮町本宮219

本宮町商工会

会長 渕上 太志 印

和歌山県田辺市新屋敷町1

田辺市長 真砂 充敏 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：竹邊 裕哉

(別表1)

事業継続力強化支援計画

| 事業継続力強化支援事業の目標 | |
|--|--|
| 1 現状 | |
| (1) 地域の災害リスク | |
| (地震) 政府の地震調査委員会によれば、南海トラフ沿いで発生するマグニチュード8から9クラスの巨大地震が、今後30年以内に発生する確率は「70から80%」とされている。 当地域では、100年から150年周期でマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けており、昭和19年の昭和東南海地震や昭和21年の昭和南海地震から70年余が経過する中で、近い将来発生する可能性が高まっていると考えられる。 本市に被害を与える地震としては、こうした南海トラフ沿いの巨大地震や東海・東南海・南海3連動地震などの海溝型地震をはじめ、県内及び周辺地域の内陸で発生する直下型地震などがある。 地震が発生した場合、本会が立地する本宮地域においては、地震による斜面崩壊や地すべりなどの被害が懸念される。 | |
| (洪水) 平成17年5月の市町村合併以降、本市で発生した一番大きな災害としては、平成23年の台風第12号による紀伊半島大水害がある。大杉地区で総降水量が1,998mmを観測し、そのほかの広い範囲で1,000mmを超える記録的な豪雨となり、本宮地域を中心に市内各地で河川氾濫による家屋の浸水や山腹崩壊をはじめとする土砂災害等で甚大な被害を受けた。 市内を流れる主な河川のうち、当会が立地する本宮地域では、熊野川が県管理河川で、平成25年に熊野川（本宮区間）が洪水予報河川に指定されている。 また、当地域においては、過去に、明治22年8月18日から20日の明治大水害以降も熊野川の重なる氾濫により大きな被害を受けており、平成に入ってからも、2年の台風第19号により本宮地区で100戸を超す家屋が浸水したほか、平成23年の台風第12号による紀伊半島大水害では、同じく本宮地区を中心に多くの家屋が水没または大規模な土砂災害が発生するなど大きな被害を受けている。 市の洪水ハザードマップによると、当会が立地する熊野川流域において5mを超える浸水が予想されている。また、旅館業が多くを占める大塔川流域の川湯地区においても、5mを超える浸水が予想されている。 | |
| (土砂災害) 和歌山県では、土砂災害の発生の恐れがある危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所など）を指定しており、市内においても多く箇所が存在する。 市の土砂災害危険箇所マップによると、当会が立地する山間地域では、一般的に山地（斜面や渓流）からの様々な土砂災害に対する危険性は高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、台風や集中豪雨による土砂災害が懸念される。 そのほかにも、本宮地区の大日山の東側斜面で大規模な地すべりがみられるほか、風化した表層部が剥離する小規模な崩壊が発生しているところがある。 | |
| (その他) 内陸山間部の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。 道路網が寸断されると他市町村あるいは他地区との陸路での連絡はほぼ絶たれてしまうこととなり、山間部の集落において孤立化のおそれは高いといえる。 そのほかの災害としては、市のため池ハザードマップによると、大雨や大規模地震発生時において、農業用ため池の越水や決壊が懸念されている。 | |

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 170人
- ・小規模事業者数 153人

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|------------------|---------|-------|---------|---------------|
| 商 工 業 者 | 建設業 | 23 | 22 | |
| | 製造業 | 7 | 7 | |
| | 卸売業、小売業 | 54 | 48 | |
| | 宿泊業、飲食業 | 42 | 36 | |
| | サービス業 | 33 | 30 | |
| | その他 | 11 | 10 | |
| 合計 | | 170 | 153 | |

(3) これまでの取組

①当市の取組

| 項目 | 年月 | 備考 |
|--------------|-------|-------------------------------|
| 防災計画の策定 | H17.5 | 毎年2月頃に開催する防災会議にて改訂 |
| 防災訓練の実施 | R1.9 | 年1回実施(9月) |
| 防災備品の備蓄 | | 備蓄食料(1日分) ・クラッカー、アルファ化米、梅干 |
| 防災フェスティバルの開催 | R1.11 | 154人が参加 |

②当会の取組

| 項目 | 年月 | 備考 |
|--------------------|------|--------------------------|
| 事業者BCPに関する国の施策の周知 | R1.9 | チラシ配布141部 |
| 市が実施する防災訓練への参加及び協力 | R1.9 | 被害情報収集時の市との連携を確認。15名が参加。 |
| 防災備品の備蓄 | | スコップ、懐中電灯、非常食等 |

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる田辺市と本宮町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・本宮町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。

3 目標

○成果目標

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 合計 |
|--------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 事業継続力強化計画策定事業者数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 |
| 啓発者数(計画策定、災害リスク周知) | 141 | 141 | 141 | 141 | 141 | 705 |
| フォローアップ事業者数 | 0 | 3 | 6 | 9 | 12 | 30 |
| 事業者数(経済センサス) | | | 153 | | | — |

○実施目標

| 項目 | 目的 | 目標 | |
|--------------------|--|---------------------------------|-------|
| 事前対策の必要性を周知 | 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる | セミナー開催 | 年1回 |
| 小規模事業者の事業継続力の獲得と向上 | 地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援 | 職員派遣、専門家派遣のあっせん | 年3事業者 |
| 情報連絡体制の整備 | 当会と当市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備 | 当会と当市の担当者が発災時の連絡方法を確認 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 当会と当市との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備 | 当会と当市の担当者が発災後の情報共有方法や復興支援内容等を確認 | 年1回 |
| 保険・共済に対する助言 | 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成 | 損害保険会社等に依頼し、保険・共済に対する勉強会を開催 | 年1回 |

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- 発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- 令和3年3月末までに作成。

③関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認
- ・田辺市商工振興課と本宮町商工会とで、本計画の進捗状況の確認をする。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定した市・県等による訓練への参加など、年1回当市との連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助・自分の命を守ることが第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（S N S 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨の場合、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 週に1回共有する |
| 2ヶ月以降 | 月に1回共有する |

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や田辺市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・田辺市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、本宮町商工会及び田辺市のHP・広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

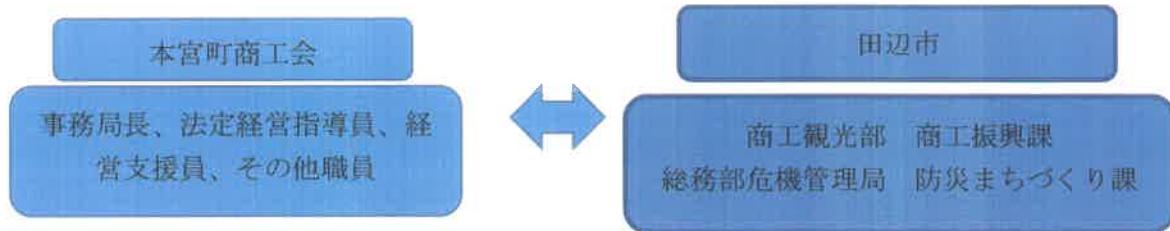
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 竹邊 裕哉 (連絡先は下記3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

本宮町商工会

〒647-1731 和歌山県田辺市本宮町本宮219番地

TEL：0735-42-0269 / FAX：0735-42-1639

E-mail : hongu@w-shokokai.or.jp.

(2) 関係市町村

田辺市 商工振興課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9898

E-mail : shoukou@city.tanabe.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| ・セミナー開催費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・パンフ、チラシ作製費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、田辺市補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| 連携体制図等 |